

平成 30 年度年金積立金管理運用独立行政法人調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき、年金積立金管理運用独立行政法人（以下「当法人」という。）は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、平成 30 年度年金積立金管理運用独立行政法人調達等合理化計画（以下「本計画」という。）を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

- (1) 当法人における平成 29 年度の契約状況は、表 1 のようになっており、契約件数は 156 件、契約金額は 344.1 億円である。また、競争性のある契約は 75 件（48.1%）、8.7 億円（2.5%）、競争性のない随意契約は 81 件（51.9%）、335.4 億円（97.5%）となっている。

平成 28 年度と比較して、競争性のある契約の件数が増加している要因は、運用受託機関等の企画競争及び人材紹介業務等の公募によるものである。他方、金額が減となった要因は、平成 28 年度において複数年契約の初年度にあたる高額な契約があったことによる。競争性のない随意契約が件数、金額ともに増加している要因は、運用受託機関等との自動更新契約によるものである。

表 1 平成 29 年度の年金積立金管理運用独立行政法人の調達全体像

(単位：件、億円)

	平成28年度		平成29年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(4.3%) 3	(0.4%) 0.3	(4.5%) 7	(0.1%) 0.3	(133.3%) 4	(△9.9%) △ 0.0
企画競争・公募	(24.6%) 17	(20.1%) 16.6	(43.6%) 68	(2.4%) 8.4	(300.0%) 51	(△49.1%) △ 8.1
競争性のある契約 (小計)	(29.0%) 20	(20.5%) 16.9	(48.1%) 75	(2.5%) 8.7	(275.0%) 55	(△48.4%) △ 8.2
競争性のない随意契約	(71.0%) 49	(79.5%) 65.4	(51.9%) 81	(97.5%) 335.4	(65.3%) 32	(412.8%) 270.0
合計	(100.0%) 69	(100.0%) 82.3	(100.0%) 156	(100.0%) 344.1	(126.1%) 87	(318.2%) 261.8

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の()書きは、平成29年度の対28年度伸率である。

(注3) 「競争入札等」には、不落による随意契約を含む。

(2) 当法人における平成 29 年度の一者応札・応募の状況は、表 2 のようになっており、契約件数は 3 件 (4.0%)、契約金額は 0.3 億円 (3.6%) である。

平成 28 年度と比較して、一者応札・応募による契約の割合は、件数においては減少しており (6.5%^{ポイント}の減)、金額においては増加している (1.6%^{ポイント}の増)。

なお、当該 3 件については、事務什器一式の購入、ウェブサイトリニューアル及び CMS 構築等業務、及び情報通信技術等に関する情報提供サービスである。

表 2 平成 29 年度の年金積立金管理運用独立行政法人の一者応札・応募状況

(単位：件、億円)

		平成28年度	平成29年度	比較増△減
2 者以上	件数	17 (89.5%)	72 (96.0%)	55 (323.5%)
	金額	16.5 (98.0%)	8.4 (96.4%)	△ 8.1 (△49.1%)
1 者以下	件数	2 (10.5%)	3 (4.0%)	1 (50.0%)
	金額	0.3 (2.0%)	0.3 (3.6%)	△ 0.0 (△5.7%)
合計	件数	19 (100.0%)	75 (100.0%)	56 (294.7%)
	金額	16.8 (100.0%)	8.7 (100.0%)	△ 8.1 (△48.2%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約 (一般競争、指名競争、企画競争、公募) を行った計数である。

(注3) 比較増△減の () 書きは、平成29年度の対28年度伸率である。

(注4) 計数は、不落による随意契約は含まない。

2. 重点的に取り組む分野 (【 】は評価指標)

上記 1 の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、下記分野について、それぞれの状況に即した調達の改善及び事務処理の効率化に努めることとする。

(1) 競争契約による調達

一般競争入札、企画競争等の競争性のある調達を可能な限り採用する。なお、企画競争等の契約においては、見積書を徴取して見積価格の根拠等を精査し、適正な仕様及び価格での契約締結を行うこととする。

【当該取組の結果、見積価格の根拠等を精査し、適正な仕様及び価格での契約締結を行う】

(2) 随意契約による調達

競争性のない随意契約によらざるを得ない案件について、会計規程における「随意契約によることができる事由」に該当している明確な理由の確認を徹底し、公正性、透明性を確保する。

【随意契約の締結については、会計規程における「随意契約によることができる事由」に該当している明確な理由の確認を徹底し、公正性、透明性を確保する】

- (3) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律に配慮した調達
調達にあたっては、平成30年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針に基づいた調達を行う。具体的には、原則として、グリーン購入又はエコマーク等環境物品等による調達を図る。
【環境物品等の調達の推進を図るための方針に基づいた調達を図る】

3. 調達に関するガバナンスの徹底（【 】は評価指標）

(1) 随意契約に関する内部統制の確立

新たに随意契約を締結することとなる案件（運用受託機関等との契約案件を除く。）については、事前に当法人内に設置された契約審査会（委員長は総務・企画等担当理事、監査委員の出席を求め、その意見を聴く。）において審議し、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けることとする。

【契約審査会において、新たに随意契約を締結することとなる案件を審議する】

なお、運用受託機関等との契約案件については、その特性に応じた取扱いに配慮するとともに、経営委員会が重要事項と判断する事項について経営委員会の審議を経て議決を行うなど適切な監督を受けることとする。

【運用受託機関等との契約については、経営委員会による適切な監督を受ける】

(2) 不祥事発生の未然防止・再発防止のための取組

適正な調達事務に資するため、会計規程等の遵守の徹底について、調達に関わる職員を対象とした研修を実施し、人材の育成に努める。

また、他法人等で発生した不適切な事案等については、法人内で情報を共有することにより、不祥事の発生の未然防止に取り組む。

【調達に関わる職員を対象とした研修を年1回以上実施する】

4. 自己評価の実施

本計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を厚生労働大臣に報告し、厚生労働大臣の評価を受ける。厚生労働大臣による評価結果を踏まえ、その後の本計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、総務・企画等担当理事を委員長とする調達等合理化検討会により調達等合理化に取り組むものとする。

委員長 総務・企画等担当理事

委員 審議役並びに部、室及び事務室の長並びに経理責任者

(2) 契約監視委員会の活用

監査委員及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、本計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、理事長が定める基準（前回の調達において一者応札・応募となった契約及び新たな随意契約）に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

6. その他

本計画及び自己評価結果等については、当法人のホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、本計画の改定を行うものとする。